

男鹿市条例第25号

男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

男鹿市水道事業給水条例（平成17年男鹿市条例第188号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第26条関係）

（上段：税抜き 下段：税込み）

用途	使用料（1か月につき）			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
一般用	10立方メートル	1,500円 1,650円	1立方メートル	195円 214.50円
団体用及び 営業用	10立方メートル	2,000円 2,200円	1立方メートル	230円 253.00円
温泉用及び 浴場営業用	200立方メートル	35,650円 39,215円	1立方メートル	213円 234.30円
工場用	1,000立方メートル	253,000円 278,300円	1立方メートル	225円 247.50円
プール用	1立方メートルにつき			150円 165.00円
特殊用	1立方メートルにつき			450円 495.00円

備考 用途区分の基準は、次のとおりとする。

- (1) 「一般用」とは、一般家庭及び次号から第8号までに掲げる各種に属しないその他において使用するものをいう。
- (2) 「団体用」とは、官公署、学校、病院、診療所、銀行、事業所及びこれらに類する団体において使用するものをいう。
- (3) 「営業用」とは、飲食店、旅館、料理店、貸席、映画館、遊戯場、下宿業、麺類製造業、豆腐こんにゃく製造業、写真業、清涼飲料製造業、自動車業、

でん粉製造業、菓子製造業、生鮮魚介販売業、洗濯業、染物業、こうじ納豆製造業、牛乳処理業、冷凍業、製氷業、醸造業、簡易宿泊所及びこれらに類する営業に使用するものをいう。

- (4) 「温泉用」とは、温泉旅館において使用するものをいう。
- (5) 「浴場営業用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に規定する公衆浴場において使用するものをいう。
- (6) 「工場用」とは、石油精製及び合板等の工場において1か月3,000立方メートル以上使用するものをいう。
- (7) 「プール用」とは、水泳プールに使用するものをいう（営利を目的に使用するものを除く。）。
- (8) 「特殊用」とは、工事用、興行用、池泉、船舶に給水する等特殊なものに使用するものをいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の男鹿市水道事業給水条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日の属する使用期間に係る月分の料金は、当該使用期間における使用水量を各日均等とみなして前項の規定を適用する。